

コロナに
負けない!

4/16 コロナ「緊急事態宣言」全国に拡大 北海道も「特定警戒区域」に

■ 日本国内で1月15日に初の感染者が確認された新型コロナウイルス。4月9日に全国で5,000人を超えた感染者は、その後4月16日までの1週間余りで1万人に倍増し、今も世界中の都市を中心に収束が見えない「まん延」の恐怖が続いています。

北海道の状況

【累計感染者数】540名

【死亡者数】25名

- 4月23日現在 (道公表) -

■ 政府は、4月16日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による緊急事態宣言対象区域を、同月7日発令の7都府県から全都道府県に拡大しました。特に重点的な感染拡大防止の取り組みが必要な北海道を含む13の都道府県は「特定警戒都道府県対象地域」に指定されました。

■ これにより、道知事は札幌近郊だけでなく、道内全域の感染防止に必要な4項目の緊急事態措置を決定し、翌17日に公表しました。

■ また、知事のこの緊急事態措置について4月20日には、全道各地の遊興施設や運動遊技施設、商業施設など7項目105の業態施設が同日から5月6日までの間、イベントの開催の停止要請施設(休業要請施設)として指定されました。

こうした、法に基づく知事からの休業要請や、「休業自粛を行わない施設」への自粛協力要請は、施設の管理者や事業者の皆さんの経営の存続や就労者に及ぼす経済的影響と、地域社会全体への影響が日増しにその深刻さを増しており、国や道からの公的支援措置が待たれています。

■ また、町内の小中学校や海洋センター等の公共施設のほか、岬の湯や観光施設、味覚祭りなどのイベント、生涯学習支援教育の中止・休館・休止などを余儀なくされています。

北海道の緊急事態措置

<4月17日公表>

■期間

令和2年4月17日(金)～5月6日(水)

■実施内容

1. 感染防止の徹底

手洗いの励行、咳エチケットの徹底

2. 外出自粛の要請

札幌市、他都府県との往来や繁華街利用の自粛

3. 催物(イベント)開催自粛要請

密閉、密集、密接の「3密」の回避

4. 社会的距離の確保

人と人との物理的距離の確保
(北海道ソーシャルディスタンスの促進)

<4月20日公表>

■休止を要請する施設(特措法に該当するもの)

■期間: 4月20日(月)～5月6日(水)

| 施設の種類 | 内容 | 内訳 |
|--------------|---|------------------------|
| ■遊興施設等 | 施設の使用 停止及び催物 (イベント)の 開催の停止要 請(休業要請) | スナック、カラオケ ボックスなど |
| ■運動、 遊技施設 | | 体育館、ボーリング 場、パチンコ店など |
| ■劇場等 | | 映画館など |
| ■集会・ 展示施設 | | 集会場など |
| ■商業施設 | | 大型デパートなど |
| ■大学、 学習塾等 | | 大学、専修学校など |
| ■文教施設 | | 学校・幼稚園など |

コロナに
負けない!

“感染予防”にご協力を!

自分の命を守る・家族の命を守る・社会の命を守る

■ コロナに負けない! 感染防止の徹底!

①手洗い・手指消毒

- ・こまめな石けんでの手洗いや手指消毒を行い、接触感染を防ぎましょう。
- ・石けんでの手洗いができないときにアルコールでの手指消毒を行いましょう。石けんと同時に行うと手が荒れて感染防御機能が低下します。

②咳エチケット

- ・“咳”や“くしゃみ”によりウイルスが飛散するのでマスク等により飛散を防ぎましょう。
- ・“咳”や“くしゃみ”を手でおさえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他者に病気をうつす可能性があります。



③「密閉」「密集」「密接」をしない

窓やドアを開け
こまめに換気を!

- ・公共の狭い空間では会話を控えましょう。



他の人と十分な距離を取る!

- ・大人数での会食は避けましょう。
- ・互い違いに座りましょう。

■ コロナに負けない! 体調を整え、免疫力向上!

| | |
|-----------------|--|
| ◎十分な睡眠 | 休んでいる間に細胞を修復します。 |
| ◎バランスの良い食事の栄養摂取 | 感染防御細胞は栄養で作られます。 ・たんぱく質 【牛乳・肉・魚・大豆など】 ・ビタミン、ミネラル 【緑黄色野菜・海藻類など】 |
| ◎喫煙・受動喫煙を避ける | 呼吸器の粘膜に炎症を起こし、感染防御を低下させます。 |
| ◎運動を行う | 脳や身体が不活発になると身体全体の機能が低下します。 |

◎電話やオンラインの受診を活用

新型コロナウイルスの拡大に係る一時的な措置として、電話やオンライン診療を受けられる病院があります。

定期通院中の方はかかりつけ医にご相談ください。

各種相談窓口

◆一般的な相談はこちら◆

・倶知安保健所余市支所
0135-23-3104

◆感染が疑われる方はこちら◆

・帰国者・接触者相談センター
(倶知安保健所)

0136-23-9157

症状を自覚した時点で、速やかに上記窓口へ相談してください。